

## 過疎地域自立促進計画策定方針

### 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の発生を受け、平成24年6月に「過疎地域自立促進特別措置法」の一部が改正され、過疎地域自立促進のための地方債の発行可能期限が5年間延長されました。

過疎地域である当市においても、平成32年度まで過疎対策事業債を活用できることから、今後も総合計画に位置づけられる各事業を具現化するための有効な財源を確保するため、過疎地域自立促進計画を策定するものです。

### 2 計画策定の目的

過疎地域からの自立促進を図るため、総合的かつ計画的な対策を実施し、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に本計画を策定する。

### 3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5か年とする。

### 4 計画策定の視点

- (1) 次期総合計画との整合及び現過疎地域自立促進計画との継続性並びに連続性
- (2) 計画実行性の確保
- (3) 財政状況の勘案
- (4) 社会情勢の変化への対応

### 5 計画策定の体制

過疎地域自立促進計画は、次期総合計画の策定と整合を図る必要があり、次期総合計画基本計画の策定体制を活用し、また、広く市民の意見を求め、市民の意向や行政ニーズを的確に把握のうえ、市民と行政の協働のまちづくりによる計画策定を目指す。

- (1) 総合計画審議会（計画案の協議）
- (2) タウンミーティング（計画案に対する意見公募）
- (3) パブリックコメント（                    "                    ）
- (4) 行政課題検討会（計画策定の進捗状況の確認）
- (5) 政策調整会議（                    "                    ）
- (6) 市担当課（計画案の作成）

### 6 計画の構成等

計画の構成は、過疎地域自立促進計画市町村作成例（平成22年4月28日付け総務省自治行政局過疎対策室「過疎地域自立促進市町村計画作成例の送付について」）に基づき、概ね次のとおりとする。

なお、参考資料として、計画書に事業計画（平成28年度から平成32年度）及び年度別事業計画を添付する。

(1) 計画書の体系 ※議決必要

<p>1 基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 一関市の概況</li><li>(2) 人口及び産業の推移と動向</li><li>(3) 行財政の状況</li><li>(4) 地域の自立促進の基本方針</li><li>(5) 計画期間</li></ul> <p>2 産業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 事業計画</li></ul> <p>3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 事業計画</li></ul> <p>4 生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 事業計画</li></ul> <p>5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 事業計画</li></ul>	<p>6 医療の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 事業計画</li></ul> <p>7 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 事業計画</li></ul> <p>8 地域文化の振興等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 事業計画</li></ul> <p>9 集落の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 事業計画</li></ul> <p>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現況と問題点</li><li>(2) その対策</li><li>(3) 計画</li></ul>
---	--

(2) 参考資料 ※議決不要

<ul style="list-style-type: none"><li>1 事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）</li><li>2 年度別事業計画</li></ul>
---

## 7 計画事業の選定

- (1) 過疎地域における課題への対応や過疎化の進行を防ぐための対策、また、過疎地域の活力につながる事業を対象とし、現計画のほか、新規事業は平成 27 年度策定の実施計画掲載事業から選定し、追加する。
- (2) 市政の重要課題である「ILC」、「少子・高齢化」、「人口減少」、「健康長寿」、「資源エネルギー循環型社会」などの特定課題について、関連事業の追加を行う。

## 8 計画策定のスケジュール

別紙「過疎地域自立促進計画策定のスケジュール」のとおり。